

＜変更前＞

- 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻と同様の関係にある人又は婚約者を含む。)があること。
 - 入居の際には申込者全員が同時に入居できること。
 - 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
 - 同居親族が婚約者である場合は、期限までに入籍する者に限ります。(5ページ参照)
 - 婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。
 - 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。
 - ・特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。
 - ・配偶者以外の別居親族との同居予定での申込は認められない場合があります。
 - 内縁の配偶者については、住民票などにより確認できること。(続柄が未届の夫又は妻)
 - 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込できません。

- 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として以下のいずれかの住宅困窮理由が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

※原則として公営住宅(府営住宅・市営住宅等)の名義人を含む申込はできません。

- 住宅狭小
 - ・所帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。
 - 高家賃
 - ・家賃には共益費や駐車場代、保険代等は含まれません。
 - ・生活保護受給中の方は、自己負担額(住宅扶助費との差額)がなければ申込できません。
 - ・確定申告で地代家賃経費として自宅の家賃全額を認められている場合は申込できません。
 - 結婚
 - ・期限(5ページ参照)までに入籍される方、あるいは入籍後1年以内の方で、住宅に困窮されている場合。
 - 立退き要求
 - ・家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きは申込できません。
 - 生活設備不便
 - ・風呂、便所又は台所の無い場合等(故障・老朽化は不可)
- 生活環境による理由では申込できません。

住宅困窮が認められる状況と留意事項を分けて記載

「申込できません。」という表現が誤解されやすいため削除

＜変更後＞

- 現に同居し、又は同居しようとする親族(事実上婚姻と同様の関係にある人又は婚約者を含む。)があること。
 - 入居の際には申込者全員が同時に入居できること。
 - 申込後、申込書記載の同居親族の変更は認められません。
 - 同居親族が婚約者である場合は、期限までに入籍する者に限ります。(5ページ参照)
 - 婚約者が変わった場合は、申込を無効とします。
 - 家族を不自然に分割・同居等の申込は認められません。
 - ・特別の事情がない限り、父母や夫婦の分離、兄弟のみの入居は認められません。
 - ・配偶者以外の別居親族との同居予定での申込は認められない場合があります。
 - 内縁の配偶者については、住民票などにより確認できること。(続柄が未届の夫又は妻)
 - 未成年のみの世帯等、一般に契約を結ぶことができない年齢にある場合は申込できません。

※原則として、公営住宅(府営住宅・市営住宅等)の名義人の方は申込できません。また、同居することもできません。

- 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

原則として、以下のいずれかの住宅困窮理由に該当することが必要です。

その他、住宅困窮として認められる項目がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

住宅困窮理由	状況	留意点
住宅狭小	家族構成等も考慮した上で、現在の住宅が狭小で不適切な居住状態にあると認められる場合	所帯の構成人数と年齢による基準がありますので、事前にお問い合わせください。
高家賃	現在の住宅の家賃が、収入に比較して高い場合	家賃には、共益費、駐車場代及び保険代等は含まれません。 生活保護受給者の方のうち、家賃月額が住宅扶助を超える方や更新料の支払いができない方は対象となります。 確定申告で、自宅の家賃全額が地代家賃経費に認められている場合は対象となりません。
結婚	期限までに入籍される方、あるいは入籍後1年以内の方で住宅に困窮されている場合	入籍されていない方は、期日までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
立退き要求	家主から明け渡しの要求を受け、適当な移転先がないため住宅に困窮している場合	家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立ち退きの場合は対象となりません。
生活設備不備	専用の台所、洗面所、便所、及び浴室のうち、どれかひとつでも欠けている住宅に居住している場合	老人ホームや会社の寮等にお住まいの方は対象となりません。 故障、老朽化によるものは該当しません。

- 現に京都府内に住所又は勤務場所があること。

- 入居者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること。(詳しくは9～12ページの収入基準をご覧ください。)

- 入居にあたっては、日本国内に住所のある方で入居者の家賃額に応じた収入のある1名の連帯保証人が必要です。(詳しくは、14ページをご覧ください。)

- 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。
※入居者資格については、関係機関に照会します。

- 現に京都府内に住所又は勤務場所があること。

- 入居者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入の範囲内であること。(詳しくは9～12ページの収入基準をご覧ください。)

- 入居にあたっては、日本国内に住所のある方で入居者の家賃額に応じた収入のある1名の連帯保証人が必要です。(詳しくは、14ページをご覧ください。)

- 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。
※入居者資格については、関係機関に照会します。